

◎地方交付税法等の一部を改正する法

律 (平成二〇年四月三〇日法律第二二号)

一、提案理由(平成二〇年二月二日・衆議院総務委員会)

○増田国務大臣

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十九年度からの繰越額、法定加算額及び交付税特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額を控除した額十五兆四

千六十一億円とすることとしております。

次に、平成二十年度及び平成二十一年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還を平成二十六年以降に繰り延べるとともに、平成二十一年度から平成三十五年までの間における国の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとしております。

また、地方再生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として地方再生対策費を設けるとともに、平成二十年度の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、住宅借入金等特別税額控除を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、減収補てん特例交付金を創設することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二〇年二月二九日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました三案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、三案の要旨について申し上げます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方再生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として地方再生対策費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するほか、住宅借入金等特別税額控除を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、地方特例交付金として減収補てん特例交付金の創設を図る等の措置を講じようとするものであります。

三案は、いずれも、去る二月十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十一日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十二日から質疑に入り、同日福田内閣総理大臣に質疑を行ったほか、二十六日には参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行いました。本日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注)

衆議院は、平成二〇年四月三〇日、憲法第五九条第四項の規定に基づき参議院が否決したものとみなし、同条第二項の規定に基づき再可決した。